

豊岡市立弘道小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月4日

1 いじめの定義

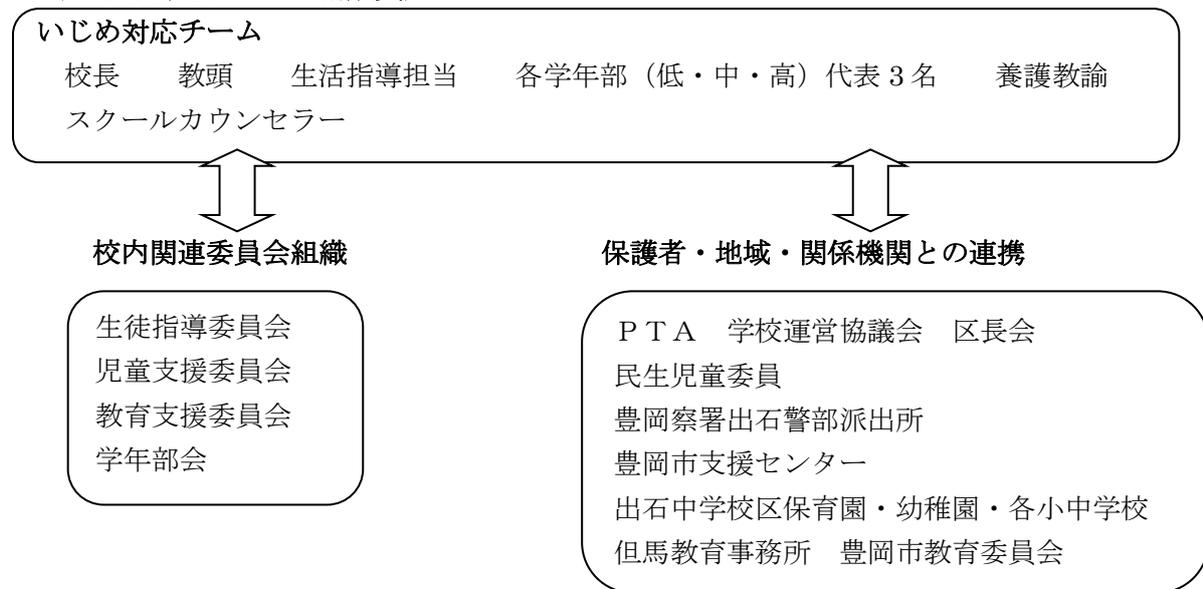
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
【いじめ防止対策推進法 第2条】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。【参考】いじめ防止のための基本的な方針（文部科学大臣決定）

2 校内組織体制

（いじめ対応チームの構成員）



- ※ 生徒指導委員会・児童支援委員会を毎月1回行い、問題の早期発見に努める。
(校長、教頭、生活指導担当、児童支援担当、養護教諭、不登校担当、該当担任で組織する)
- ※ いじめ対応チームの会議は、学期に必ず1回は行う。
- ※ いじめ問題が発生したときは即座に「いじめ対応チーム」を招集する。
- ※ 保護者・地域・関係機関との連携を密にする。

3 いじめの防止（いじめの未然防止のための取組）

（1）基本的な考え方

「いじめは、どの学級・学校でも起こり得る。どの児童もいじめられる側にもいじめる側にもなりうるという認識を、全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる。また、分かる授業づくり、特別活動を通して、児童一人一人の自己有用感、自己肯定感を育むなど「いじめを生まない環境づくり」「全ての児童生徒にとって安全で安

心な学校づくり・学級づくり」に全力で取り組む。

①授業改革（分かる授業）

- ・校内授業研究（P D C Aサイクルによる授業評価）・教材、教具の工夫（I T機器の活用）
- ・新学習システム教員、児童支援教員による複指導体制の充実
- ・子どもが意欲的に取り組む学習評価の工夫

②人権教育

児童が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるように人権意識を高める。

- ・人権教育年間指導計画の立案、実施 ・人権授業
- ・人権文化創造活動支援事業（なかよし学級）の充実 ・P T A人権講演会の実施
兵庫県版副読本「ほほえみ」の活用
- ・福祉体験 ・出石中学校区人権共通教材の授業研究 「ほほえみ」の活用

③道徳教育

- ・兵庫県版副読本「こころ はばたく」「心 きらめく」「心 ときめく」の活用
- ・道徳の授業公開（参観日、オープンスクール）

④体験活動の充実

- ・出石大好きふるさと学習（伝統文化芸術体験）・命の大切さを学ぶ自然学校、環境教育

⑤市民性を育む教育

共生的な社会の一員として市民性を身に付けるよう、発達段階に応じた法教育を通じて、「誰もが法によって守られている」、「法を守ることによって社会の安全が保たれる」という意識を高める。

⑥子どもと向き合う時間の確保

- ・校務・業務の効率化・I C T化 ・定時退勤日の実施 ・会議の効率化

（2）研修の充実

①いじめについての共通理解

- ・年度当初の職員会議でいじめ対応マニュアルを活用しての校内研修

②教職員の資質向上のための校内研修

- ・夏季休業中を中心に、カウンセリングマインド、ストレスマネジメント等児童理解の手法を学ぶ研修会の実施
- ・O J T（On-the-Job Training）を活用した若手教員の育成

③教員向け情報モラル研修会の実施（8月） ※ 情報担当と連携

④児童向け情報モラル研修会の実施（6月） ※ 情報担当と連携

⑤保護者向け情報モラル研修会の実施（7月） ※ 情報担当と連携

（3）児童生徒の主体的な活動の推進（自己有用感や自己肯定感の育成）

①学級づくり

多様性に配慮し、児童の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。

- ・話し合い活動の充実 ・グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング等コミュニケーションスキルを高める活動の導入

②異年齢交流

主体的に取り組む共同の活動を通して他者から認められ、他者の役に立っていると実感することによって「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む。

- ・縦割り班活動（たてわり班集会、縦割り清掃活動、縦割り遊び）
- ・委員会活動 ・クラブ活動

（４） 地域や家庭、関係機関との連携

「困った、助けて」と言える雰囲気と、「困った」をしっかりと受け止めることができる体制を築く。

- ①豊岡市いじめ対応ネットワーク会議の開催（７月、１２月）
- ②いじめ基本方針のホームページ公開
- ③オープンスクール、授業参観日（道徳授業、人権授業の公開）学校便り、学級便りの発行
いじめ問題やネットいじめの啓発
- ④心と心でつながる市民会議の開催
- ⑤PTA人権標語募集

4 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組）

（１） 基本的な考え方

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、教職員間で情報を共有するとともに、保護者や地域の方と連携し情報収集に努める。

（２） いじめの早期発見のための措置

- ① 教職員全員による日々の児童観察と情報交換
- ② 月１回の児童支援委員会による気になる児童について情報交換、実態把握
⇒いじめ、不登校等の早期発見
- ③ 児童支援委員会を受けて各学年研や職員会議での共通理解
- ④ アセステストの実施と分析。（年３回 ５月、９月、１月）
- ⑤ 生活意識アンケート・いじめの意識調査→教育相談（個別面談）
（５月、９月、２月）＊子どもの心を理解する強化月間
- ⑥ SCの活用（教育相談） 毎月１回
- ⑦ 生活ノート、日記、連絡帳を活用しての情報収集
- ⑧ 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用しての点検活動
- ⑨ 「いじめ対応マニュアル」や「いじめ未然防止プログラム」を活用し、未然防止、早期発見・早期対応に努める。

5 いじめへの対処（発見したいじめに対する処置）

（１） 基本的な考え方

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一

人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発防止に向け、日常的に取り組む実践計画を立てて、継続観察・継続指導を行う。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応
(別紙)

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

① 児童に対して

- ・事実確認とつらい気持ちを共感し、心のケアを図る。
- ・「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくる。
- ・「最後まで守り抜く、秘密を守ること」を伝える。
- ・学校全体で組織的に解決していくことを伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自尊感情を高める配慮をする。

② 保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちを共感的に受け止め、不安感を取り除く。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談する。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

① 児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、いじめをした背景にも目を向けて指導する。
- ・心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなどの配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・いじめは決して許されない行為であることや、いじめられる側の苦しい気持ちを認識できるように粘り強い指導を行う。
- ・加害者の成長支援という視点に立って、いじめる児童が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止める。加害側の児童へのアセスメントと指導・援助を行う。

② 保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るために今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者や、先生など大人にいじめを知らせる相談者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てる行為だけでなく、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定しているとい

うことを理解できるようにする。

- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(6) ネット上のいじめへの対応

①未然防止のために

- ・情報教育年間指導計画に基づく、情報モラル学習の推進
- ・専門家を招聘しての、情報モラル教室（児童、保護者）
- ・学校便り、学級通信等で啓発

②早期発見・早期対応

- ・アンケート調査
- ・教育相談
- ・家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げる。
- ・専門機関に相談して、書き込みや画像の削除を迅速に行う。
- ・被害児童、保護者への心のケアを行う。
- ・加害児童、学級・学校全体での「ネットいじめ」についての指導を行う。

(7) 関係機関との連携

- ・いじめが犯罪行為に当たる場合の関係機関との連携等（別紙）

(8) 継続した指導・支援

- ・いじめが解消したと判断した場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記などで積極的にかかわり、その後の状況について把握する。
- ・被害児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻せるよう支援する。
- ・被害児童、加害児童の双方にS Cや関係機関との連携を含め、心のケアに努める。
- ・いじめの発生を契機として、事例検証をし、再発防止・未然防止のための実践計画を立て、いじめを生まない学級・学校づくりへの取組を強化する。

6 いじめ防止に関わる年間指導計画と評価（別紙）